

法務省 犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会（第9回） 議事要旨

1 日時

令和4年12月15日 午後5時頃～午後6時10分頃

2 協議会の方法

対面及びWeb会議方式

3 議事要旨

(1) 意見交換

主に「④利用要件」及び「⑤報酬の在り方・利用者の費用負担」について意見交換を行った。いずれについても、法律相談とその他の支援を区別して検討すべきであることが確認された。

ア 「④利用要件」について

日弁連から、資力要件を設けない制度が望ましいが、設ける場合は、DV等被害者法律相談援助の資産基準と平そくを合わせるべきとの意見が述べられた。その上で、資力要件を設けないこととする理由、資力要件を設ける場合に資産要件のみ設けることとする理由、資産要件を設ける場合の資産額等について意見交換を行い、既存の制度との整合性等を考慮して資力要件の在り方等を検討するべきであることが確認された。

イ 「⑤報酬の在り方・利用者の費用負担」

利用者の費用負担については、交付制や償還制があり得るところ、日弁連から、原則交付制とすべきとの意見がその理由とともに述べられた。これに対しては、民事法律扶助・DV等被害者法律相談援助等、既存の制度との整合性を考慮すべきとの指摘や、原則交付制とするのであれば、他の理由付けも必要であるとの指摘がなされた。

ウ その他

本支援制度の利用方法について、各弁護士が本支援制度の利用が必要と判断した場合に法テラスに依頼する持込制が妥当であることや、本支援制度の運用の担い手となる弁護士の確保・研修等が必要であることについて確認された。

(2) 今後の予定等

ア 次回以降の進め方等について

次回（第10回）の会議においては、これまでに議論を行ってきた各論点について、更なる意見交換・整理を行うこととされた。

イ 次回の会議について

次回（第10回）の会議は、令和5年1月18日午後5時からと指定された。